

協働のためのルールブック



令和4年3月

愛知県あま市

目次

はじめに	P1
------	----

第1章 協働とは

1. 協働とは	P2
2. 協働の目的	P3
3. 協働により期待される効果	P3
4. 協働の範囲	P4

第2章 協働を進めるために

1. 基本姿勢	P5
2. 基本原則	P6

第3章 協働の進め方

1. 協働の進め方	P7
2. 各ステップについて	P8
3. 協働の形態	
(1) 後援	P10
(2) 事業協力	P12
(3) 実行委員会	P14
(4) 補助	P16
(5) 委託(協働型)	P18

参考資料 第5期あま市まちづくり委員会 委員名簿

はじめに

あま市では、これまで地域組織や自発的な志をもった市民活動団体と市が協働し「まちづくり」が行われてきました。

本市は、平成24年に「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」を制定し、平成26年10月に市民や市民活動団体等の拠点として市民活動センターを設置するなど、市民協働の普及や啓発に努めてまいりました。

また、平成28年3月には「あま市みんなでまちづくり市民活動・協働ガイドブック」を作成し、「協働」への理解や参加を推進してまいりました。

このルールブックは、協働による事業がより効果的かつ効率的に進むよう、市民の皆さんが協働事業を実施する上で必要となる手続き等について具体的にお示しするものであります。また、本ルールブックでいう市民とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者を指します。

○あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例(抜粋)

一生涯住み続けたいまちを築いていくには、この地域に顕在し、又は潜在している市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に生かすことが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かし合うために、それぞれが手をつなぎ合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が対等な立場で助け合い、信頼関係を築くため、パートナーシップを組み、連携し、協働していくことが大切です。

パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、安全安心でぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここにあま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例を制定します。

ボクが案内してあげるケロ



あま市公認キャラクター
あまえん坊

第1章 協働とは

❖ 1. 協働とは

協働とは、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政等の様々な主体が、同じ目的のために役割を分担し、かつ補完し、ともに力を合わせて活動することです。

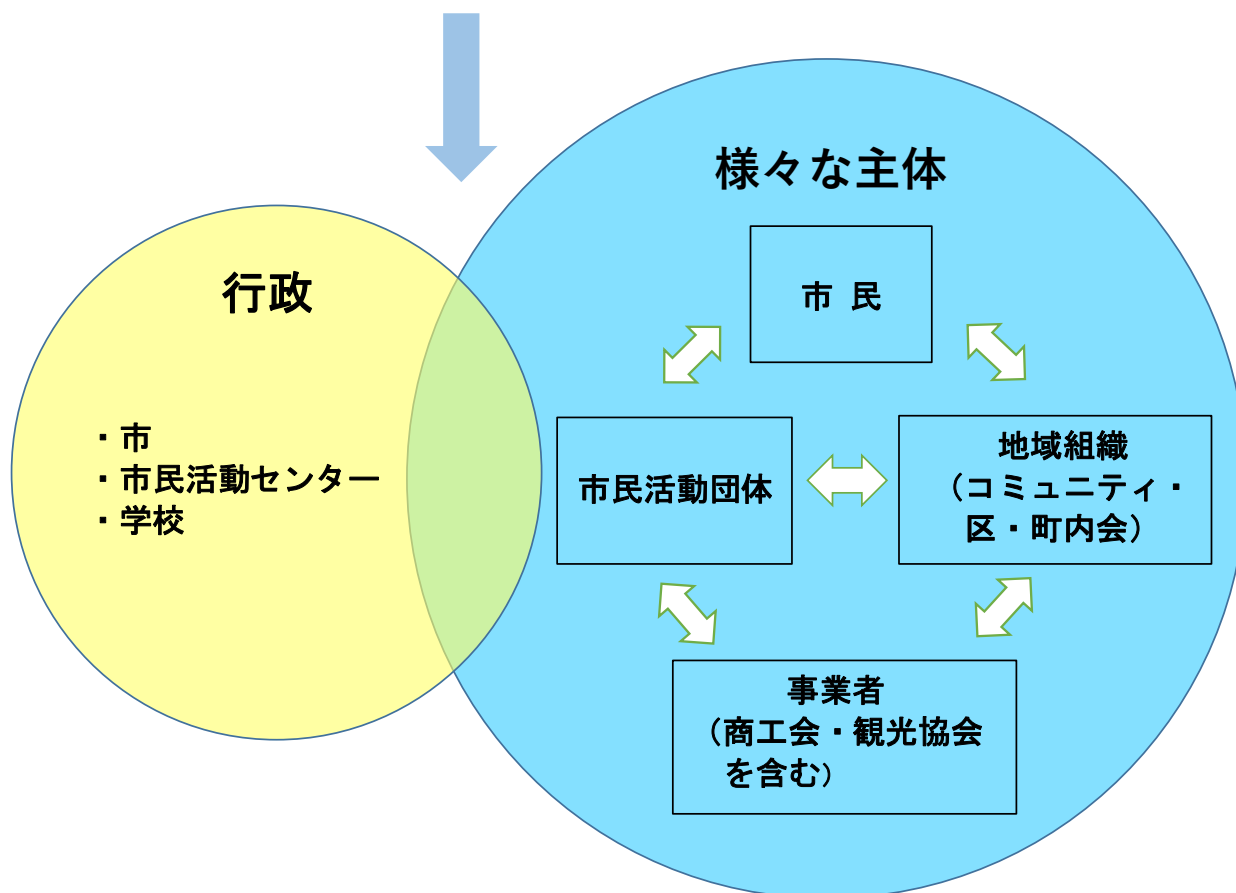
図1の行政が進める事業と様々な主体が行っている活動を表す円が重なり合っている部分で、一緒に事業を進めることを「協働」と言います。

協働には様々な組み合わせがありますが、本ルールブックでは、行政と市民・地域組織・市民活動団体・事業者との協働を指します。

図1の様々な主体の中で、各主体の活動範囲が同じで一緒に事業を進めることについても「協働」と言います。

◆協働のイメージ（図1）

目的が重なる部分で協働を実施



❖ 2. 協働の目的

近年の少子高齢化、核家族化などに伴い、価値観や生活スタイルが多種多様化する中、地域における課題も大きく変化しています。それらの課題などを、行政だけが主体となって解決することが困難になってきています。



これからのまちづくりには、行政のみではなく、市民、地域組織、市民活動団体、事業者の力が必要です。

様々な主体が、それぞれの特性を活かしながら、お互いに協力し合ってまちづくりを進めていくことで、一生涯住み続けたいと思えるまちの実現を目指します。

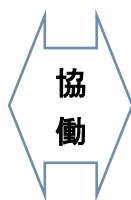
市内には、地域コミュニティや子育て支援、文化芸術やスポーツ団体等、様々な分野で活動する団体が存在します。そういった団体と協働することで、魅力あるまちづくりを推進していきます。

❖ 3. 協働により期待される効果

協働には、行政のみでは対応することが難しい課題を解決することだけでなく、それぞれの主体において、次のような効果が期待できます。

◆市民活動団体等にとっての効果◆

- ・ 知名度や印象が向上する。
- ・ 活動領域が拡大する。
- ・ 組織力の強化や能力が向上する。
- ・ 活動資金が獲得できる。



◆行政にとっての効果◆

- ・ 多様な行政サービスを提供できる。
- ・ 魅力あるまちづくりが実施できる。
- ・ 市民参加の機会が拡大する。
- ・ 職員の意識改革や資質が向上する。

協働の効果

◆まちづくりを担う市民にとっての効果◆

- ・ 公共サービスの担い手となることで、自助・共助の力が向上する。
- ・ まちづくり活動に取り組むことで、地域へ参加するきっかけとなる。
- ・ 生きがいなど心の豊かさが向上する。
- ・ 新しい仲間が増え、社会とのつながりが広がる。
- ・ 教育において多種多様な機会により青少年の健全育成につながる。

◆まちとしての効果◆

- ・ 市民の意見や思いが反映される。
- ・ 市民の一体感が生まれ、活気あるまちになる。
- ・ 積極的にまちづくりに参加できる。
- ・ 地域社会に暮らす生活の質の向上につながる。



❖ 4. 協働の範囲

協働の範囲とは、市民、地域組織、市民活動団体、事業者等が取り組む公益性のある活動と行政が行う事業が一致している範囲のことです。

市民と行政の関わり方は、**図2**のように「①市民主体」から「⑤行政主体」までの範囲が考えられますが、このうち、市民と行政の活動が重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが協働の範囲の基本となります。

図2では、無着色の部分が多ければ市民主体の活動となり、着色の部分が多くなればなるほど行政主体の活動となります。

◆市民と行政の関わり方のイメージ（図2）

← 行政との協働の範囲 →				
① 市民主体	② 市民主導	③ 双方対等	④ 行政主導	⑤ 行政主体
市民の責任と主体性により行われる	市民の主体性のもとと行政と協力して行われる	市民と行政がそれぞれの主体性のもとと協力して行われる	行政の主体性のもとと市民の協力を得て行われる	行政の責任と主体性により行われる
例) ・私益な活動 ・親睦活動 ・特定の価値観を普及する活動	例) ・地域自治活動 ・地域活性化事業 ・地域課題の発掘 ・地域イベント	例) ・高齢者の生活支援 ・子育て支援 ・防犯、防災、環境保全 ・イベント、まつり	例) ・審議会、委員会 ・公共施設管理運営 ・パブリックコメント ・アンケート調査	例) ・許認可 ・行政処分 ・公権力の行使（税の賦課等）

第2章 協働を進めるために

協働を進めるにあたって、あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例に規定されている基本理念（第3条）に基づいて、それぞれの役割と特性を理解することが重要です。

❖ 1. 基本姿勢

協働を推進していくために、次のような姿勢で取り組みましょう。

	対象者	姿勢
市民	市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分たちでできることは自分たちの手で」という意識を持ち、できる範囲から始める。 ・個人の想いで終わるのではなく、「地域の力」へと発展させていく姿勢を持つ。
地域組織	区、町内会、コミュニティその他の地域で生活することを縁として活動を行う組織	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分たちの地域は自分たちの手で」という自治の精神と、「お互いさま」という相互扶助の精神を持つ。 ・地域に根ざした市民活動に対する理解と支援を促す姿勢を持つ。
市民活動団体	営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織（その活動が宗教的活動又は政治的活動に該当するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性を十分に考慮した上で行動するよう心がける。 ・それぞれの主体において、様々な制約があり、ルールに沿って動いているということを理解する。 ・協働は、「共に力を合わせて共通の目的に向かって活動すること」であり、行政に頼り切ってしまうないように心がける。
事業者	市内で事業を営む個人、法人その他団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員としての自覚を持ち、市民活動に対する理解促進に努める。 ・市民活動への積極的な参画に努める。
行政	市、学校 市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声に耳を傾け、共により良いまちづくりを推し進める。 ・市民と積極的かつ建設的な対話を通して、対等な立場で相互理解を促進し、信頼関係を築く。 ・前例にとらわれず、柔軟に行政の有するリソース（人材、場所、資材、資金、情報等）の活用方法を検討する。

❖ 2. 基本原則

次の5つの原則を、市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び行政の立場で協働に関わるすべての人が大切にすることで、よりよいパートナーシップを築くことができます。

目的・目標の共有

何を目指して協働するのか、互いに思いを語り、共通の目的・目標を見出しましょう。それが協働の第一歩です。

補完性

活動における各々の「役割」と「責任」を確認しましょう。得意を活かして互いに補完し合えるのが協働の大きな意義です。

相互理解

各々の「立場」や「特性」を理解し、尊重しましょう。違いを大切にする姿勢が、強い信頼関係につながります。

対等性

互いに主体性と自立性を持って、対等なパートナーとして取り組みましょう。一人ひとりがまちづくりの主役です。

透明性

事業のプロセス、結果などは可能な限り公開しましょう。分かりやすい情報の拡散が、地域の理解促進や新しい仲間の参画につながります。

※ただし、著作権や個人情報保護への配慮を怠ってはいけません。



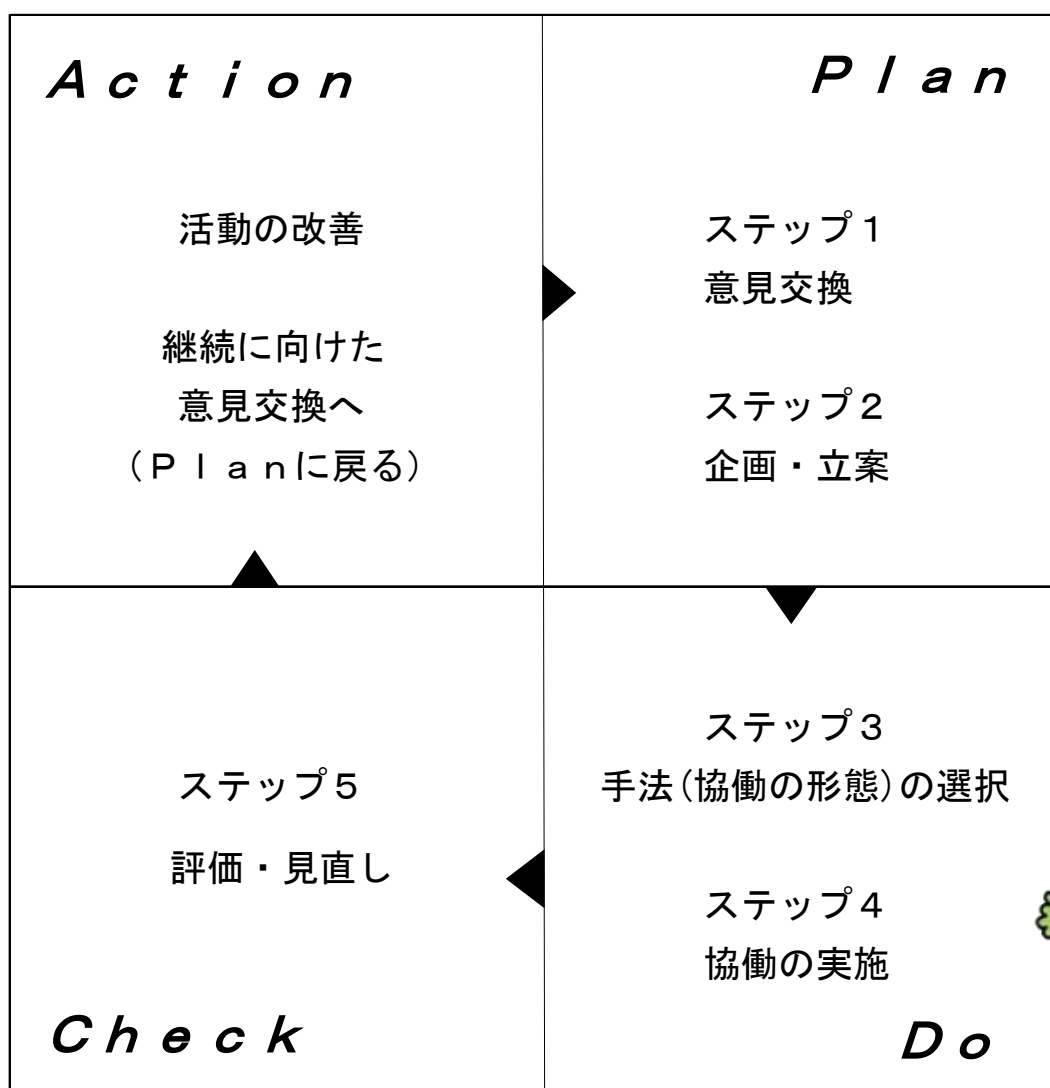
第3章 協働の進め方

❖ 1. 協働の進め方

協働を進める過程には、「意見交換」「企画・立案」「手法(協働の形態)の選択」「協働の実施」「評価・見直し」の5つのステップがあります。

図3を参考にしながら、協働が最も効率的、効果的に実施できるように意識して進めていきましょう。

◆協働のステップのイメージ(図3)



※まずは、あま市市民活動センター(通称:あまテラス)へご相談ください。

※協働を進めるにあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)のPDCAサイクルを繰り返すことで実効性を高めましょう。

❖ 2. 各ステップについて

① ステップ1「意見交換」

行政や市民活動団体が社会的課題・地域課題を共通認識として持ち、解決していくための意見や情報の交換を積極的に行い、相互の理解を深めましょう。

チェックリスト

1	それぞれの立場や特性を理解するために積極的なコミュニケーションをとれていますか	
2	互いの違いを尊重し、信頼関係を築けるよう努められていますか	
3	目的や成果目標、現状の課題認識について共通の認識を持っていますか	
4	お互いにやりたいことのみでなく、誰のための事業か話し合えましたか	

② ステップ2「企画・立案」

ステップ1「意見交換」の内容をふまえて、事業内容が協働に適しているかどうかを検討しましょう。

事業内容の方向性が決まったら、その事業が最も効率的かつ効果的に実施できるような協働相手の検討をしましょう。

協働相手が決まったら、役割分担をどうするのかなど、協働の中身について明確にしていくことが重要です。

チェックリスト

1	協働で取り組む意義や効果のある企画になっていますか	
2	課題や目的に適った企画か双方が確認しましたか	
3	社会的立場や資金に関わらず、対等なやりとりができていますか	
4	実現に向けた企画を共有できていますか	
5	申請書類の作成、提出など、企画の実行に向けた流れは確認できていますか	

③ ステップ3「手法(協働の形態)の選択」

協働の事業手法は、次の5項目があります。

各手法を十分に理解して、ステップ2「企画・立案」で検討した内容に適した、協働の手法を選択していくことが重要です。

手法の選択	(1) 後援	P 10. 11
	(2) 事業協力	P 12. 13
	(3) 実行委員会	P 14. 15
	(4) 補助	P 16. 17
	(5) 委託(協働型)	P 18. 19

チェックリスト

1	適切な協働の手法を選択していますか	
2	それぞれ何ができるか話し合い、役割と責任の分担を確認できましたか	
3	経費負担や資金の管理方法について同意はとれていますか	

④ ステップ4「協働の実施」

協働相手とコミュニケーションを取りながら、常に協働の基本原則を意識して事業を進めましょう。

チェックリスト

1	各々が強みや得意分野を活かして実施できていますか	
2	計画時の役割や責任の分担に基づいて取り組んでいますか	
3	必要に応じた役割分担の調整など、実施体制を見直す機会は持っていますか	
4	事業に関わる一人ひとりが、主体的、自立的、積極的に参画できていますか	
5	経費負担や資金管理において問題は起きていませんか。変更が必要な場合、話し合いや情報共有を密に行えていますか	

⑤ ステップ5「評価・見直し」

協働事業を実施したら、協働のプロセスを振り返りましょう。次の協働につなげられるように、双方が協働の実施結果を評価・見直しすることで、改善点が見えてきます。

また、事業の振り返りは、双方の事業改善につながります。実績報告書等の成果物は、団体としての実績として残ります。

チェックリスト

1	目的、目標に沿った事業が実施できましたか	
2	適切な協働の手法の選択、実施体制の構築ができましたか	
3	協働の意義を実感できる事業となりましたか	
4	一部の関係者だけでなく、参画者すべての声を聞く振り返りができていますか	
5	他者からの評価を受けましたか	
6	事業の改善点を共有できましたか	
7	著作権や個人情報の保護を遵守できましたか。守秘義務の重要性を意識した活動ができましたか	
8	実績報告書などによる成果の報告は完了していますか	

❖ 3. 協働の形態

(1) 後援

後援とは

- ・市民、市民活動団体等が実施する事業に対して、行政が名義使用の許可を行う協働の形態です。その事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興等に資することを目的としています。
なお、直接、行政から経済的、人的、物質的支援を行うものではありません。
- ・後援を受けることにより、その事業に対する社会的な信頼が増したり、活動の公共性をアピールすることができる等の効果があります。

※具体例は、あま市公式ウェブサイト内の「(参考資料) 行政との協働事業」をご覧ください。(トップページ > 市政情報 > 協働・市民活動・国際交流 > 市民協働 > 「協働のためのルールブック」を作成しました)

許可申請書のダウンロード

- ・あま市公式ウェブサイト内より許可申請書のダウンロードができます。

「あま市の後援名義について」

(トップページ > 市政情報 > その他 > あま市後援名義について)

「あま市教育委員会の後援名義について」

(トップページ > 暮らしの情報 > 教育・人権 > 教育委員会 > あま市教育委員会後援名義について)

相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

※あま市への後援申請とあま市教育委員会への後援申請では、窓口が異なるためご相談ください。

申請先

- ・あま市（本庁舎・企画政策課）

TEL 052-444-1712

- ・あま市教育委員会（美和公民館・生涯学習課、七宝総合体育館・スポーツ課）

TEL 052-442-2261（生涯学習課）

TEL 052-441-5001（スポーツ課）

後援のステップ

申請



審査



許可



事業実施



事業完了



実績報告

各後援申請は、以下のとおりです。

- ・ あま市の後援（あま市役所本庁舎・企画政策課）
- ・ あま市教育委員会の後援（美和公民館・生涯学習課、七宝総合体育館・スポーツ課）
- ・ 申請書のほか次の添付書類を併せて提出します。
 - ① 事業内容の分かる開催要領や企画書
 - ② 事業の収支予算書
 - ③ 主催者の定款、会則又は規約等
 - ④ 主催者の役員名簿
 - ⑤ パンフレット、チラシ（例年 実施している事業の場合）

- ・ 申請書類を市又は教育委員会で審査いたします。
- ・ 申請内容について不明な点があった場合、電話で確認される場合があります。
- ・ 後援の可否については2週間程度要します。
※教育委員会への申請については、教育委員会定例会で審議しますので、約1ヶ月程度要します。

- ・ 後援することが適切かつ有意義と認められた場合は、申請者へ「後援名義使用許可通知書」が送付されます。

- ・ 許可を受けた後、後援名義の使用が可能となります。（パンフレット、チラシ、HP等で使用可能。）

- ・ 事業、又は事業実施期間の終了後、速やかに「後援に関する事業実施報告書」と後援名義を使用したチラシ、パンフレット等を提出します。

(2) 事業協力

事業協力とは

- ・行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態です。
- ・一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で進めるものなど、役割分担や協力内容によって様々な形があります。
- ・目的や役割分担、責任分担などの項目を取り決め、協定書を交わすものや、行政から物品などが支給される場合など様々なケースがあります。

※具体例は、あま市公式ウェブサイト内の「(参考資料) 行政との協働事業」をご覧ください。(トップページ > 市政情報 > 協働・市民活動・国際交流 > 市民協働 > 「協働のためのルールブック」を作成しました)

ポイント

- ・行政が市民活動団体等に、又は市民活動団体等が行政に協力を求めている事業について、積極的に協力していく姿勢を持つことが大切です。
- ・事業協力の過程で知り得た情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす必要があります。

相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

事業協力のステップ

提出



協議



合意



事業実施



事業完了



実績報告

- ・ 市民活動センターへ相談し、所管課を確認します。
- ・ 事業目的や事業内容等がわかる書類を所管課へ提出します。
- ・ 提出書類は、事業内容の分かる開催要領や企画書等が必要になります。

- ・ 事業内容や実施までのスケジュールを所管課と協議します。

- ・ 業務分担や実施期間などを協議し合意します。
- ・ 必要に応じて合意書や協定書を作成します。

- ・ 双方、合意書や協議書に則り事業実施します。

- ・ 事業内容、実施期間など実績を報告書にまとめ、所管課へ必要に応じて提出します。



協働でも、いろいろな形態があるケロよ！

(3) 実行委員会

実行委員会とは

- ・ イベント等を実施する場合に、市民、市民活動団体等が資金や人的資源を出し合ってひとつの実行委員会を結成し、その実行委員会が主催者となって運営を行う協働の形態です。

※具体例は、あま市公式ウェブサイト内の「(参考資料) 行政との協働事業」をご覧ください。(トップページ > 市政情報 > 協働・市民活動・国際交流 > 市民協働 > 「協働のためのルールブック」を作成しました)

ポイント

- ・ 実行委員会等の集団で意思決定を行う場合は、責任の所在が曖昧にならないように、委員名簿の作成や役員等を決め、お互いの役割と責任を明確にする必要があります。
- ・ 会議日程について、早めに関係各所との調整を実施する必要があります。

相談先

あま市市民活動センター(あま市七宝産業会館内)

TEL 052-445-1900



実行委員会のステップ

所管課と協議

- ・ 市民活動センターへ相談し、所管課を確認します。
- ・ 協働事業の企画書を用いて、所管課と協議します。
- ・ 添付書類として、事業内容の分かる開催要領などが必要です。



打合せ実施

- ・ 事業目的、事業内容、規約などを定めます。
- ・ イベントにおける概算金額について協議します。



合意書
協定書

- ・ 業務分担、経費負担、責任の範囲などを明確にした合意書又は協定書を取り交わします。



事業実施

- ・ 当日の役割分担を明確にした上で、実施します。
- ・ 必要に応じて進捗報告を行います。



事業完了



実績報告

- ・ 事業決算書等を用いて実行委員会に報告し、承認を受けます。
- ・ 併せて事業内容、実施期間などを報告書(任意様式)で提出します。

(4) 補助

補助とは

- ・市民や市民活動団体、地域組織等が行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部補助を行う協働の形態です。

※具体例は、あま市公式ウェブサイト内の「(参考資料) 行政との協働事業」をご覧ください。(トップページ > 市政情報 > 協働・市民活動・国際交流 > 市民協働 > 「協働のためのルールブック」を作成しました)

ポイント

- ・効果的、効率的な方法による活動実施と適正な支出に努める必要があります。
- ・事業完了後の事務手続等を遅滞なく遂行する必要があります。
- ・補助ありきの取組だけに終始することなく、補助をきっかけに持続的な活動や自立的な活動への発展を目指す姿勢や意欲を持つことが大切です。

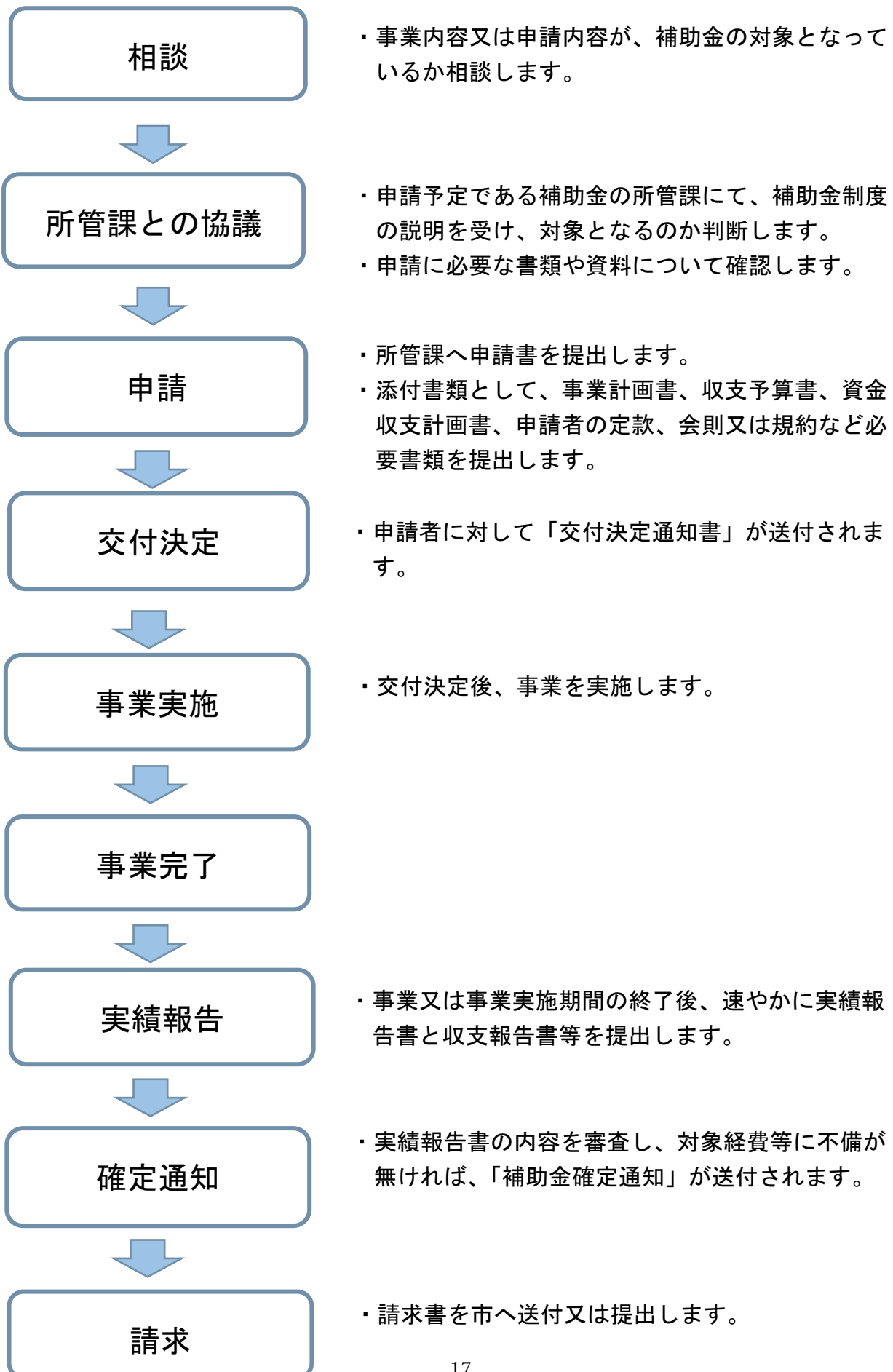
参考

- ・あま市公式ウェブサイト上に、各種補助金制度について説明が載っています。申請を検討している補助金制度について参考にしてください。(あま市コミュニティ活動推進事業補助金・あま市市民活動推進事業補助金等)
- ・この他に、県や国による補助金制度、一般企業や財団による補助金制度があります。

相談先

あま市市民活動センター (あま市七宝産業会館内)
TEL 052-445-1900

補助のステップ



(5) 委託（協働型）

委託とは

- ・本来その事柄を行う者や組織が、その事務や業務を他者に依頼し行ってもらふこと。

委託（協働型）とは

- ・通常の委託と変わりはありませんが、市民や市民活動団体、地域組織等が有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取り組みを進めるために事業を委託するものです。
- したがって、お互いの特性が効果的に発揮できるよう、仕様書の作成段階から先駆的な事例や意見を反映するなど、創意工夫が必要です。

※具体例は、あま市公式ウェブサイト内の「（参考資料）行政との協働事業」をご覧ください。（トップページ > 市政情報 > 協働・市民活動・国際交流 > 市民協働 > 「協働のためのルールブック」を作成しました）

ポイント

- ・事業の内容によって、協働相手の選定方法は異なります。
- ・提案をしたことにより、必ず委託（協働型）が受けられるわけではありません。

イメージ

委託（協働型）については、委託の中の1つの形態です。

委 託

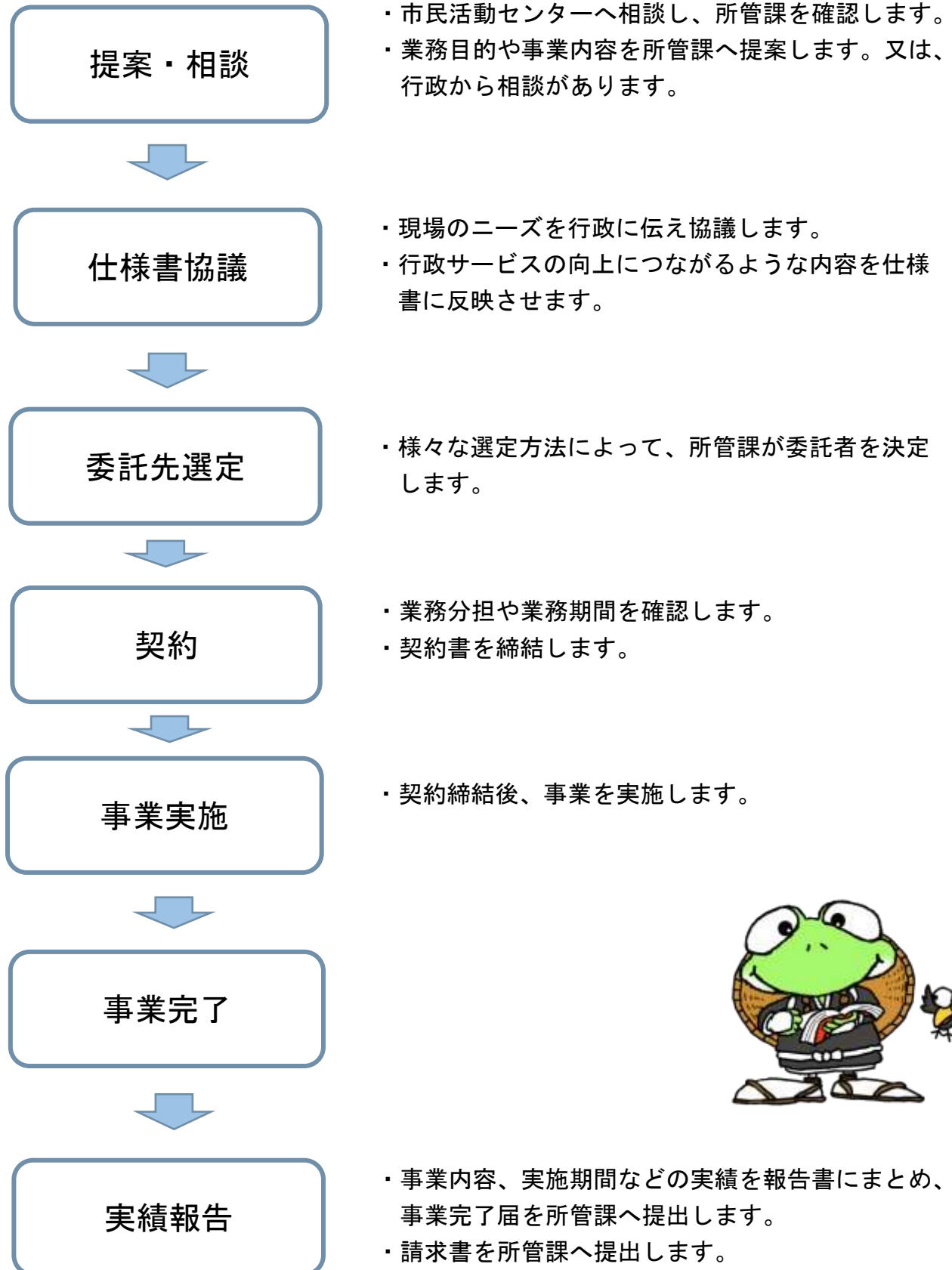
委託（協働型）

相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

委託(協働型)のステップ



参考資料

第5期 あま市まちづくり委員会 委員名簿

	氏名	ふりがな	活動等
	大西 純滋	おおにし じゅんじ	地域学校協働本部
	青海川 祐城	おおみかわ ゆうき	あま市商工会
	カンデル サンデス	かんでる さんです	あま市国際交流協会
	北野 まり子	きたの まりこ	高齢者支援パールの会
◎	小林 優太	こばやし ゆうた	NPO法人ほっとネット・みわ
○	佐藤 亮治	さとう あきはる	あま市観光協会
	副島 美貴	そえじま みき	自然派ママの会@あま市
	塚本 晃規	つかもと あきのり	北苜住宅自治会
	中島 鉄夫	なかしま てつお	あま市防災ネット
	原 一晃	はら かずあき	甚目寺コミュニティ協議会
	三浦 あかり	みうら あかり	にこりPARK
	溝口 紘	みぞぐち こう	金岩地区コミュニティ協議会
	横井 三千代	よこい みちよ	あま市小学校長
	横田 健司	よこた けんじ	あま市中学校長
	横山 亜矢子	よこやま あやこ	NPO法人ママ・ぷらす
	渡邊 みづえ	わたなべ みづえ	あまちゃんの会

※◎委員長、○副委員長

発行年月 令和4年3月
発行 あま市
作成 第5期あま市まちづくり委員会
編集 愛知県あま市 企画財政部 企画政策課
〒490-1292
愛知県あま市木田戌亥18-1
電話 052-444-1712
F A X 052-444-0982

